

23生産第5857号

平成24年2月28日

有機農業参入促進協議会会長 殿

農林水産省生産局長



「24年産稲の作付に関する方針」の公表について

「24年産稲の作付に関する方針」について、本日、別添のとおり公表しましたので、御了知願います。

また、このことについて、貴団体の関係者への周知をお願いします。

「24年産稲の作付に関する方針」について

平成24年2月28日

農 林 水 産 省

農林水産省は、昨年12月27日に公表した「24年産稲の作付に関する考え方」に基づき、年明け以降、①高濃度の放射性セシウムが検出された米の発生の拡がりや程度、②作付制限を行った場合の賠償や水田を荒らさないための保全活動、③稲の作付を再開できるようにするための除染・試験栽培等について、関係する市町村との意見交換を行ってきました。

この結果を踏まえ、今般、「24年産稲の作付に関する方針」を以下のとおり定めました。関係する県及び市町村等においては、この方針に沿って、地域毎に取扱いを速やかに決めて下さい。

なお、24年産米の放射性物質調査の考え方等につきましては、別途、後日、お示しします。

I 23年産稲の作付のあった地域

23年産米の調査において検出された地域毎の放射性セシウムの数値に応じて、作付の方針は以下のとおりとします。

1 500 Bq/kgを超過した数値が検出された地域（別表1）

作付した場合、食品衛生法上の新基準値を超える米が生産される蓋然性が高いことから、旧市町村を単位として政府が作付制限を行う一方で、来年以降の作付の再開に向けた地域の一体的な取組を推進することとし、こうした取組に対して、国及び県は別紙1の支援を行うこととします。

その際、作付制限を行う地域の範囲について、23年産米の調査結果からみて、旧市町村より範囲の小さい「字」等の行政区分で明確に区分できる場合には、それを作付制限の範囲とすることができることとします（その場合、旧市町村の範囲のうち、作付制限の範囲とならない区域の取扱いは、23年産米の調査において検出された放射性セシウムの数値に応じて、下記2又は3の取扱いによることとします）。

2 100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の数値が検出された地域（別表2・別表3）

作付した場合、新基準値を超える米が生産される可能性が否定できないことから、

- ① 旧市町村を単位として、政府が作付制限を行うことを基本とします（その際、作付制限を行う地域の範囲及び作付制限区域に対する支援については、上記1の取扱いと同様とします。）が、
- ② 検出された放射性セシウム濃度やその地理的分布の状況が一様でないことも考慮して、関係する県と市町村が作成する地域の米の管理計画により、作付面や調査面での取組体制の整備等を行い、新基準値を超過する米が流通しないことを担保できることを前提条件として、作付を行うことを認める道を開くこととします。その際の作付面等の取組内容は別紙2の1、手順は別紙2の2に定めるところによるものとします。

なお、23年産米の調査結果で、100 Bq/kgを超過した米の発生が一部の農家に限定され、面的な拡がりが見られない別表3の地域については、関係する県及び市町村が、別紙3の1に定める取組を行うことにより、当該農家の生産を適切に管理できる場合は、②の取扱いによらず作付を行うことができることとします。その際の手順は、別紙3の2に定めるところによるものとします。

3 上記1及び2以外の地域

政府による作付制限を行いません。この場合、生産された米について一定の調査を行い、この調査の結果、新基準値を超えないことを確認した上で出荷することとします。

Ⅱ 23年稲の作付のなかった地域

1 警戒区域、計画的避難区域

23年産に引き続き、政府が作付制限を行うこととします。

2 旧緊急時避難準備区域

23年産稲の作付や米の調査が行われていない中で、作付制限が必要であるとの判断ができないことに加え、各市町村は除染等を優先して24年産の作付の自粛を行う意向であることを踏まえ、政府による作付制限は行わないこととします。ただし、米の安全を確実に担保するため、上記Iの2の②の取扱いと同様とします。

作付制限区域における作付再開に向けた地域の取組と支援

1 水田再生に向けた計画に即した取組

市町村が策定した水田の再生に向けた地域の計画の下、旧市町村単位を基本として組織した地域水田再生組合（仮称）等が行う以下の取組を推進します。

(1) 農地除染の実施

土壌分析等により各水田を細かく調査した上で、反転耕や深耕など各水田の状況に応じた除染に取り組むとともに、稲等の作付に向けて有機物の施用等を行う土づくりを推進します。

国及び県においては、これらの取組を行うための費用を負担するとともに、除染活動等に従事して頂いた場合には、作業賃金を支払います。

(2) 水田の保全管理

稲以外の作物やクローバー等の地力増進作物、コスモス等の景観形成作物等の作付のほか、水田への水張りを推進することにより、水田の良好な管理を推進します。

国においては、これらの作物の作付に必要な経費相当額を、水田面積当たり定額で交付します。

(3) 稲の試験栽培

来年以降、新基準値以下の米が生産できるよう、様々な切り口から実証試験を行います。

県や市町村等においては、試験ほ場の管理を農家の皆様方に委託し、国や県等において作業経費等を負担します。また、国及び県が必要な分析等を行います。

23年産で新基準値を超過する放射性セシウムが検出された農家については、1戸当たり1ヶ所ずつ試験ほ場を設ける方向で検討します。その際、水田全面に水を張ることで水田を良好な状態に管理し、稲の作付面積は、試験データを得るために必要最小限の規模とします。

2 確実な賠償

24年産の作付制限に伴う農家の皆様方の損害については、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日付け原子力損害賠償紛争審査会）に基づき、東京電力より賠償されることとなりますが、その手続の迅速化等について、国が後押しを行います。

新基準値を超過する米が流通しないために必要な取組と手順

1 必要な取組

(1) 作付前の吸収抑制対策等の実施

市町村が、作付までに、稲を作付する全ての水田について、

- ① 可能な範囲で反転耕や深耕等を行うほか、
- ② 水田の土壌条件等に応じたカリ肥料や土壌改良資材の投入等により、農地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を講じていることを確認。

(2) 生産管理の徹底

市町村が、必要な体制を整え、以下の取組を実施。

- ① 生育初期までに、地域農業再生協議会を通じて、当該地域で稲を作付する水田を明確化するとともに、1筆ごとに耕作者を把握し、台帳等で管理。
- ② 収穫時期までに、当該台帳等に基づき、誰が、どの水田で、いつ収穫及び乾燥調製を行い、収穫物はどこに保管するのか等を把握し、台帳等で管理。
- ③ 保管後は、放射性物質調査を受けていない米が流通することのないよう、調査が終わるまでの間、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理。また、調査が終わった米と未調査の米の保管場所を別にするなどの混入防止措置を実施。

(3) 米の放射性物質調査

収穫後、県の管理の下、市町村とJA等関係機関が一体となって、飯米・縁故米を含め、当該地域で生産された全ての米について、全袋調査を実施。

また、調査を行う関係機関は、速やかに調査に着手するため、天日乾燥は避け、可能な限りコンバインによる収穫と機械乾燥を実施するよう農業者に対する指導を実施。

(4) 新基準値を超過した米の処分

放射性物質調査の結果、新基準値を超過した米があった場合には、市町村が、焼却等により確実に処分されたことを確認。

2 手 順

(1) 上記1の項目が盛り込まれた管理計画を定め、新基準値を超過する米が流通しないよう取組を実施することにより、地域における稲の作付を行う意向のある市町村は、この方針の公表後速やかにその意向を県に表明。

県は、これを直ちに取りまとめて農林水産省に報告。

農林水産省は、管理計画の下で地域の取組を行うことを条件に、稲の作付を行う区域を速やかに公表。

(2) 政府は、作付までに、当該地域で生産される24年産の全ての米についてあらかじめ出荷制限を指示（「事前出荷制限」）。

(3) 県は、各地域における具体的な取組を関係市町村と調整した上で管理計画を政府に申請。

(4) 政府に受理された管理計画の下、生産された米が全て適正に管理されている中で行われる米の放射性物質調査において、新基準値以下であった米袋については、出荷が認められる。

100 Bq/kg超の米の発生が限定的な地域の生産管理等の取組と手順

1 必要な取組

(1) 対象農家が24年産稲の作付を行う場合

① 作付前の吸収抑制対策等の実施

市町村が、作付までに、100 Bq/kg超の数値が検出された農家（対象農家）が稲を作付する全ての水田について、

ア) 可能な範囲で反転耕や深耕等を行うほか、

イ) 水田の土壌条件等に応じたカリ肥料や土壌改良資材の投入等により、農地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を講じていることを確認。

② 生産管理の徹底

市町村が、必要な体制を整え、以下の取組を実施。

ア) 生育初期までに、地域農業再生協議会を通じて、対象農家が稲を作付する水田を明確化するとともに、1筆ごとに台帳等で管理。

イ) 収穫時期までに、当該台帳等に基づき、誰が、どの水田で、いつ収穫及び乾燥調製を行い、収穫物はどこに保管するのか等を把握し、台帳等で管理。

ウ) 保管後は、調査が終わるまでの間、対象農家の収穫物は、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理。

③ 米の放射性物質調査

収穫後、県の管理の下、市町村とJA等関係機関が一体となって、対象農家が生産した全ての米について、全袋調査を実施。

④ 新基準値を超過した米の処分

放射性物質調査の結果、新基準値を超過した米があった場合には、各市町村が焼却等により確実に処分されたことを確認。

(2) 対象農家が24年産稲の作付を行わない場合

市町村が、地域農業再生協議会を通じて、対象農家の水田に稲の作付がないことを確認。

2 手順

(1) 関係市町村は、この方針の公表後速やかに上記1に定める取組からなる対象農家の生産管理計画を作成。県は各地域における計画を確認し、これを取りまとめて農林水産省に提出。

(2) 農林水産省は、これが対象農家を適切に管理し得る計画であると認めた場合、方針Iの2の②の取扱いによらず作付できる区域として公表。

(別表 1)

市町村名	旧市町村名
福島市	小国村、福島市
伊達市	月館町、小国村、掛田町、富成村、柱沢村、堰本村
二本松市	渋川村

(別表 2)

県名	市町村名	旧市町村名
福島県	福島市	平田村、庭塚村、野田村、余目村、下川崎村
	伊達市	石戸村、上保原村、霊山村、小手村、富野村
	二本松市	岳下村、小浜町、塩沢村、木幡村、戸沢村、石井村、新殿村、太田村（岩代町、東和町）
	本宮市	白岩村、和木沢村（白沢村）、本宮町
	相馬市	玉野村
	桑折町	半田村、睦合村
	国見町	大木戸村、小坂村

(別表 3)

県名	市町村名	旧市町村名
福島県	福島市	水原村、青木村、大笹生村、庭坂村、笹谷村、飯坂町、中野村、平野村、飯野町、水保村、立子山村
	伊達市	梁川町、山舟生村、大田村
	二本松市	大平村、油井村（安達町）、上川崎村
	本宮市	和木沢村（本宮町）
	川俣町	飯坂村、富田村、福田村
	桑折町	桑折町
	国見町	大枝村、藤田町、森江野村
	大玉村	大山村
	田村市	瀬川村
	白河市	白坂村
	西郷村	西郷村
宮城県	白石市	越河村